運営規程

(事業の目的)

第1条有限会社 e-Lifeが設置するらぶ・いきいき介護サービス(以下「事業所」という。)において実施する指定訪問介護・介護予防訪問介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問介護・介護予防訪問介護の円滑な運営管理を図ると共に、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問介護・介護予防訪問介護の提供を確保する事を目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする
- 2 事業の実施にあたっては、必要な時に必要な訪問介護・介護予防訪問介護の提供が出来るように努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は、要介護となるこのとの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 5 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護事業者、在宅介護支援 センター、他の居宅サービス事業者、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者と の連携に努めるものとする。
- 6 前5項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生労働省令第37号)に定める内容を尊守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定訪問介護・介護予防訪問介護の提供に当たっては、事業所の訪問介護・介護 予防訪問介護員によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 らぶ・いきいき介護サービス
- (2) 所在地 大阪府堺市高松21番地の18

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (らぶ・いきいき福祉用具レルタルサービス管理者と兼務)

従業者および業務の管理を一元的に行うと共に、法令等において規定されている指定訪問 介護・介護予防訪問介護の実施に関し、事業所の従業者に対し尊守すべき事項について指 揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 1名

利用の申込みに係る調整、訪問介護・介護予防訪問介護員に対する技術指導、訪問介護・ 介護予防訪問介護計画の作成等を行う。

(3) 訪問介護・介護予防訪問介護員 4名(非常勤 3名)

ただし、業務の状況により、増員する事が出来るものとする。

訪問介護・介護予防訪問介護員は、訪問介護・介護予防訪問介護計画に基づき指定訪問介護・介護予防訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、祝日、12月31日から1月3日を除く。
- (2) 営業時間 午前9:00から午後17:00までとする。
- (3) サービス提供時間 午前8:00から10:00
- (4) 上記の営業日、営業時間、サービス提供時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問介護・介護予防訪問介護の内容)

第7条 本事業所で行う指定訪問介護・介護予防訪問介護内容は次のとおりとする。

- (1) 訪問介護・介護予防訪問介護計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容
- ① 排泄介助
- ② 清拭・入浴・身体整容
- ③ 体位変換
- ④ 移動・移乗介助、外出介助
- ⑤ その他の必要な身体の介護
- (3) 生活援助に関する内容
- ① 調理
- ② 衣類の洗濯、補修
- ③ 住居の掃除、整理整頓
- ④ 生活必需品の買い物
- ⑤ その他必要な家事
 - (4) 通院等のための乗車又は降車の介助に関する内容

要介護者である利用者に対して、通院等のため、本事業所の訪問介護・介護予防訪問介護 員自ら運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降 車後の屋内外における移動等の介助又は通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動 等の介助を行う。

(5)前3項に定める指定訪問介護・介護予防訪問介護の内容は、厚生労働省令として定められる「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」及びこの基準に関連する通知等に規定する訪問介護・介護予防訪問介護費の単位数が算定可能なものに限る。 (利用料等)

第8条 指定訪問介護・介護予防訪問介護を提供した場合の利用料の額は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生労働省告示第19号)によるものとし、当該指定訪問介護・介護予防訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に 関する基準」(平成12年2月10日厚生労働省告示第19号)によるものとする。
- 3 次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域を越えて行う事業に要する交通費は、 その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。
- (1) 事業所から片道5キロメートル未満 300円
- (2) 事業所から片道5キロメートル以上 500円
- 4 前2項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分したもの)について掲載した領収書を交付する。
- 5 指定訪問介護・介護予防訪問介護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又は その家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し、事前に文書で説明した上で、その 内容及び支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。
- 6 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護・介護予防訪問介護に係る利用料の支払いを受けたときは、提供した指定訪問介護・介護予防訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、堺市全域・松原市・大阪狭山市・大阪市 ・の区域と する。

(緊急時等における対応方法)

- 第10条 訪問介護・介護予防訪問介護員等は、指定訪問介護・介護予防訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の処置を講じるとともに、管理者に報告をする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な処置を講じるものとする。
- 2 指定訪問介護・介護予防訪問介護の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係るこ居宅介護支援事業者等に連絡すると共に、必な処置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する指定訪問介護・介護予防訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生

した場合には損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

- 第11条 指定訪問介護・介護予防訪問介護の提供にかかわる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため必要な処置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定訪問介護・介護予防訪問介護に関し、介護保険法23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提供若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力すると共に、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定訪問介護・介護予防訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものと する。
- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
- ※(3)その他虐待防止のために必要な措置 の具体例
 - ・虐待防止に関する責任者の選定及び措置
- 成年後見制度の利用支援
- 介護相談員の受入れ

(その他運営に関する重要事項)

- 第12条 本事業所は、従業者の資質向上のため次のとおり研修の機会を設けるものとす し、また、業務執行体制についても検証、整備する。
- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 事業所は指定訪問介護・介護予防訪問介護に関する諸記録を整備し、その完結の日から最低2年間は保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は有限会社 e-L i f e と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第13条 無資格者の認知症介護基礎研修受講のための処置

大阪府及び、堺市の提案提供する研修が実施される際、対象者に告知し、積極的に受講を 受けるように促す。

第14条 BCP (業務継続計画) の策定等

国などの指針に従い、適切に行います。

第15条 感染発生及び蔓延防止処置

国のガイドラインに則って、適切に対応します。

第16条 栄養管理

個々のご利用者の体調に合わせて、専門職にアドバイスをもらいながら適切に管理していきます。

第17条 口腔衛生の管理

毎日の歯磨き、入れ歯の手入れなど定期的にチェック、歯科への定期受診などの助言や、 ドクターからのアドバイスなどを聞き、ご利用者お一人お一人に提案、8020の推奨を していきます。

附則

- この規程は、平成15年9月1日から施行する。
- この規程は、平成16年9月1日から施行する。
- この規程は、平成17年2月1日から施行する。
- この規程は、平成17年8月1日から施行する。
- この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- この規程は、令和5年6月1日から施行する。
- この規程は、平成19年2月1日から施行する。
- この規程は、平成22年9月1日から施行する。

この規程は、平成24年3月1日から施行する。 この規程は、令和4年4月1日から施行する。